

## 道路交通振動調査結果

測定地点	①県道松阪環状線(第一種住居地域 春日町地内)	②国道23号線(準工業地域 郷津町地内)
道路名	県道松阪環状線	国道23号
車線数	2	4
測定日	平成30年1月16日	平成30年1月16日
用途地域	第1種住居地域	準工場地域
時間帯	昼 夜	昼 夜
測定時刻	9:17   10:18   11:17   13:14   23:36   20:24   21:11   22:00	9:46   10:46   11:55   13:40   19:58   20:46   21:31   22:26
限度値(dB)	65 60	70 65
測定結果 L <sub>10</sub> (dB)	36   36   38   33   35   34   34   28 (36)   (33)	41   42   43   43   35   35   34   29 (42)   (33)

注 1) ( )内の数値は平均値

- 2) 道路交通振動については、「振動規制法施行規則」第12条で、区域の区分、時間の区分ごとに道路交通振動の限度を定めており、三重県では「振動規制法施行規則に基づく知事が定める区域及び時間の区分」(昭和52年三重県告示第730号)で区域の区分、時間の区分を定めている。